

(証券コード6497)

2023年3月9日

(電子提供措置の開始日2023年3月6日)

株主各位

東京都品川区西五反田七丁目7番7号

SGスクエア2階

株式会社 **ハマイ**
代表取締役社長 河西 聡

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第91回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト(<https://www.hamai-net.com/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知 / 株主総会資料」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、今後も新型コロナウイルスの感染の拡大が懸念される状況が続く場合には、株主の皆様におかれましては、極力同封の議決権行使書用紙の郵送により事前に議決権を行使いただき、株主さまのご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月27日(月曜日)午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月28日(火曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都品川区大崎2-4-3
人事労務会館 3階 大会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第91期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第91期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 役員報酬制度の改定に伴う、取締役に対する報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入の件
- 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
4. ご送付している内容は、法令及び当社定款第15条に基づき、当社ウェブサイトに掲載した招集ご通知全文であり、本件は書面交付請求の有無に関わらず、全ての株主さまに書面でもお届けすることといたしました。

【新型コロナウイルス感染拡大防止への対応のお願い】

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染予防に必要な措置を講じた上で株主総会を開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、極力同封の議決権行使書用紙の郵送により事前に議決権を行使いただき、株主さまのご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
2. 本株主総会においては、極力参加者の皆様全員のマスクの着用を推奨させていただき、会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただくことを、あらかじめお知らせするとともにご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。また、発熱（37.5℃以上）が認められた株主さまや体調不良と見受けられる株主さまにはご入場をお断りする場合がございます。また、会場設営にあたっては、感染症の拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数には限りがあるため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
3. 本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略する場合がございます。また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
株主の皆様には、何卒ご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

第91期（2022年1月1日から 2022年12月31日まで）事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を継続して受けながらも、従来型の行動規制からの変化など社会活動・経済活動の制限も徐々に緩和され、緩やかながらも回復に向けた動きをみせております。その一方、金利政策を背景とした急速な為替変動やロシアのウクライナ侵攻などの国際情勢の影響もあり、原材料価格や燃料価格の高騰など、依然として経済の先行きは不透明な状況が継続しております。

関連する業界におきましては、新型コロナウイルス関連の影響が比較的軽微であり、業績には大きなマイナス要因とならず、連結売上高は111億9千5百万円、前期比17億3千7百万円（18.4%）の増収となりました。

その主な内訳を申しますと、LPG容器用バルブ部門は、主材料の黄銅の高騰を始め、様々なコストアップに対しての製品値上げや新規顧客獲得等により、連結売上高44億1百万円、前期比8億1千2百万円（22.6%）の増収となりました。配管用バルブ部門の売上高につきましても、様々なコストアップに対しての製品値上げや、半導体関連業種を始め堅調な経済動向に下支えされた結果、連結売上高20億5千7百万円、前期比2億3百万円（11.0%）の増収となりました。高圧ガスバルブ及びガス関連設備機器部門については、半導体関連業種の好調さやデータセンター向け消火装置用弁の需要増、及び様々なコストアップへの対応としての製品値上げにより、連結売上高26億6千6百万円、前期比4億2千7百万円（19.1%）の増収となりました。

黄銅削り粉の連結売上高は黄銅材の価格高騰の影響や取扱量の増加もあり14億4千5百万円、前期比2億8千9百万円（25.0%）の増収、不動産賃貸部門の連結売上高は5億7千6百万円、前期とほぼ同額となりました。

収益面におきましては、堅調な受注を背景に効率的な生産活動が行えたこと、コロナ禍を契機に企業活動の効率化やコスト削減努力を図ったこと、主要な原材料である黄銅材等、材料価格の高騰を受けて一部製品の販売価格の値上げにご理解を頂いたこと、並びに連結子会社・ハマイコリアの収益状況に改善がみられたことなどにより、連結営業利益は10億9千6百万円、前年同期比5億8千6百万円（114.8%）の増益となりました。

連結経常利益は、12億4千1百万円、前期比6億5千8百万円（112.9%）の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、9億4千9百万円、前期比5億1千5百万円（119.0%）の増益となりました。

なお、配当金につきましては、当期におきましては経営成績を踏まえ、1株当たり30円(うち中間配当10円実施済み)を実施いたしたいと存じます。

部門別売上高

部 門	当 期 (2022. 1. 1～2022. 12. 31)		前 期 比 増 減 (△)	
	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%
L P G 容 器 用 バ ル ブ	4,410,754	39.4	812,126	22.6
配 管 用 バ ル ブ	2,057,627	18.4	203,809	11.0
高 圧 ガ ス バ ル ブ 及 び ガ ス 関 連 設 備 機 器	2,666,976	23.8	427,810	19.1
黄 銅 削 り 粉	1,445,850	12.9	289,090	25.0
商 品	37,126	0.3	5,078	15.8
不 動 産 賃 貸	576,931	5.2	△874	△0.2
合 計	11,195,267	100.0	1,737,040	18.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、509百万円（うち連結子会社158百万円）であり、その主たるものは、機械装置の取得に298百万円（うち連結子会社113百万円）、建設仮勘定の取得に108百万円（うち連結子会社39百万円）、その他の資産の取得に102百万円（うち連結子会社5百万円）であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 (第88期)	2020年度 (第89期)	2021年度 (第90期)	2022年度 (当連結会計年度) (第91期)
売 上 高 (千 円)	8,142,283	8,276,108	9,458,226	11,195,267
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千 円)	224,696	377,460	433,468	949,226
1株当たり当期純利益 (円)	33.67	56.57	64.96	142.26
総 資 産 (千 円)	17,170,606	17,409,575	18,315,139	19,788,749
純 資 産 (千 円)	13,099,657	13,208,676	13,680,035	14,289,305
1株当たり純資産額 (円)	1,963.23	1,979.59	2,050.23	2,141.54

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出 資比率	主要な事業内容
株式会社ハマイコリア	100億ウォン	100%	パルプの製造、販売及び輸出入

(4) 対処すべき課題

2050年温室効果ガス排出ゼロ、カーボンニュートラルに向けて、世界中でエネルギー転換が加速すると考えられ、2030年までの8年間はその実現可否が問われる大きな分岐点となります。その2030年を見据え、当社の機器メーカーとしての役割と成長の道筋を「ビジョン2030」として描き、「2226中期経営計画」はその基本となる戦略を設定した5カ年計画であります。

今年度は、その5カ年の中期経営計画（2022～2026）の2年目にあたります。「ビジョン2030」のあるべき姿を実現し、エネルギー関連機器メーカーとして持続的成長を続けるための基本戦略は下記の4項目であり、重点課題として取り組んでまいります。

①既存主力製品の拡大と収益性の向上

- ・既存主力商品のメニューアップとマーケット拡大による拡販
- ・東アジアや欧米をターゲットとしたグローバル市場への展開
- ・製造現場力の向上・原価低減・収益性の向上
- ・調達・供給者管理体制の再構築

②水素を中心としたクリーンエネルギー関連開発商品の市場投入

- ・水素関連機器の開発
- ・FCV関連機器の量産環境の整備
- ・技術基盤の強化、品質マネジメントシステムの構築

③メーカーとして持続的成長を遂げるための人財開発

- ・現場力を高める人財開発と組織パフォーマンスの向上

④SDGsやCSR活動を基軸としたサステナビリティ経営

- ・環境保全への取組・SDGsへの取組
- ・コーポレートガバナンスの強化
- ・働く環境の整備
- ・BCPの整備

株主の皆様におかれましては、今後の一層のご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。尚、当社の「ビジョン2030」及び「2226中期経営計画」につきましては当社ウェブサイト (<https://www.hamai-net.com/>) に掲載しておりますのでご参照ください。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

① バルブ事業

- ・LPG容器用バルブの製造・販売
- ・配管用バルブの製造・販売
- ・高圧ガス容器用バルブの製造・販売
- ・設備弁等の各種弁類の製造・販売

② 不動産賃貸事業

- ・店舗用ビル、老人ホーム施設、個人向居住用住宅等の不動産賃貸

(6) 事業所 (2022年12月31日現在)

① 当社

本社（東京）、大阪営業所、名古屋営業所、福岡営業所、仙台営業所、倉敷出張所、府中工場（東京）、大多喜工場（千葉）

② 子会社 株式会社ハマイコリア（本社・工場：釜山広域市（韓国））

(7) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

性 別	従業員数	前連結会計年度末比増
男 性	225名	12名
女 性	38名	1名
合計	263名	13名

(注) 本表の従業員数には、臨時従業員（85名）は含んでおりません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	11,518,000株
② 発行済株式の総数	7,424,140株
③ 当期末株主数	1,560名
④ 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ミ ス ギ 持 株 会	1,017千株	15.24%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	624	9.35
浜 井 三 郎	351	5.26
佐 藤 金 属 株 式 会 社	336	5.04
浜 井 啓 子	222	3.32
濱 井 健 一 郎	186	2.79
富 士 精 密 株 式 会 社	176	2.65
株式会社ミツウロコグループホールディングス	175	2.63
三 橋 玲 子	150	2.24
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	142	2.14

(注) 持株比率は自己株式(751,706株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員等の状況

① 取締役の状況 (2022年12月31日現在)

氏 名	会社における地位及び担当又は重要な兼職の状況
河 西 聡	代表取締役社長(事業開発本部長)
渡 辺 宏 幸	常務取締役(営業本部長) 注4
河 村 慎 一	常務取締役(品質保証本部長兼生産本部長)
吉 村 真 介	常務取締役(管理本部長兼事業開発室長) 注5
丸 岡 信 行	取締役(府中工場長)
河 内 茂	取締役(大多喜工場長)
川 村 信 之	取締役(事業開発本部製品研究開発室長)
岡 田 信 次 郎	取締役 常勤監査等委員 注2
手 塚 幸 一	取締役 監査等委員(税理士、手塚幸一税理士事務所 代表) 注1,3
吉 羽 真 一 郎	取締役 監査等委員(弁護士、潮見坂総合法律事務所 パートナー ウォンテッドリー株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社スタジオアタオ社外取締役(監査等委員) 株式会社サイバー・バズ社外取締役(監査等委員) フリー株式会社社外監査役 注1

- (注1) 取締役手塚幸一氏及び取締役吉羽真一郎氏は、社外取締役であります。
取締役手塚幸一氏及び取締役吉羽真一郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。
- (注2) 岡田信次郎氏は、常勤の監査等委員であります。当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
- (注3) 監査等委員手塚幸一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注4) 常務取締役渡辺宏幸氏は、2016年11月14日付で株式会社ハマイコリア理事に就任しております。
- (注5) 常務取締役吉村真介氏は、2018年6月8日付で株式会社ハマイコリアの監査役に就任しております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものです。

なお、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等については当該保険契約の免責事項としており、被保険者である対象役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

③ 取締役の報酬等

当社は、取締役会において取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

<基本方針>

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬は、持続的な成長及び企業価値の向上に資するために、適正な範囲において、各人の職責及び貢献度を踏まえたやりの持てる水準とすることを基本方針としています。

イ) 報酬の種類は、金銭による月例の固定報酬とし、業績連動報酬等及び非金銭報酬は採用しておりません。

- ロ) 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内において、取締役会から諮問を受けた指名報酬委員会において、個々の取締役の役位、職責を踏まえた貢献度、当社の業績、従業員給与の水準等を踏まえ審議・検討し、当該委員会の答申結果を踏まえた上で取締役会から委任を受けた代表取締役社長河西聡が最終決定するものとしています。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できると判断したためです。なお、代表取締役社長は指名報酬委員会にて承認されたルールに則って個人別の報酬額を決定していることから、恣意的な決定がなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。
- ハ) 取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会での審議を踏まえ、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしています。
- ニ) 取締役（監査等委員を除く）の退職慰労金は、退任時に株主総会の決議を経た上で、別に定める役員退職慰労金規程及び指名報酬委員会での審議に基づき決定した額を支給いたします。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役 員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	退職慰労引当 金繰入額	
取締役（監査等委員を除く）	129,500	114,000	—	—	15,500	7名
監査等委員 （社外取締役を除く）	8,040	8,040	—	—	—	1名
社外役員	12,000	12,000	—	—	—	2名
合計	149,540	134,040	—	—	15,500	10名

- (注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬額につきましては、2021年3月29日開催の第89回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額15,500万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年額2,500万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。
3. 上記報酬等の総額には、当該事業年度における役員退職慰労引当金繰入額15,500千円が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 (監査等委員)	手塚幸一	手塚幸一税理士事務所 代表	特別な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	吉羽真一郎	潮見坂綜合法律事務所 パートナー ウォンテッドリー株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社スタジオアタオ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社サイバー・バズ 社外取締役 (監査等委員) フリュー株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	手塚幸一	14回開催した取締役会に14回、14回開催した監査等委員会14回に出席し、主に税理士としての専門的見地から及び財務・会計の知見から実践的な視点より、経営に関する助言、リスクの指摘や改善策の提案等を行い当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	吉羽真一郎	14回開催した取締役会に14回、14回開催した監査等委員会14回に出席し、主に企業法務に精通した弁護士としての専門的見地から、また他社での社外役員の経験に基づき、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等を行い当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 監査法人まほろば
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (注2) 当社の子会社である株式会社ハマイコリアは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
- (注3) 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について決定しております内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 内部統制事務局を設置し、コンプライアンスに基づく企業活動を構築し、取締役、使用人を含め、法令、定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。
- ・ 取締役会は、取締役会規程を定め、月1回を原則として必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに法令に従い、相互に業務執行の監督をする。

- ・ 取締役の職務執行は、法令及び監査等委員会の監査方針に従い、監査等委員会が監査する。
- ・ 内部統制事務局は、本方針に基づいた運用状況の確認を行い、改善を要する事項については、取締役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程及び文書管理規程に基づき、記録し、保存、管理する。
- ・ 上記記録は、文書として保存し、保存要領に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 取締役会は、事業の継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ・ リスク管理委員会を設置し、各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組状況を監査し、結果を適時取締役会に報告する。
- ・ 各部門長及び使用人は、自部門のリスク管理体制を適宜、整備・改善するとともに、自部門内に内在するリスクの洗い出し、リスクの軽減に努める。
- ・ 工場の安全及び環境整備に関しては、安全対策のため、安全衛生委員会等をそれぞれ設置し、適宜整備・改善にと努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 効率的な職務執行を執り行うため、分掌権限規程等によって、職務分掌を適切に定め、権限委譲を行い機動的な意思決定に努める。
- ・ 取締役会の任意委員会として指名報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬に関する客観性・公正性を担保する。
- ・ 適切な人事考課、充実した社員研修を行い、社員モラルを高めるよう努める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 使用人は、法令及び就業規則並びに関連規程に基づき、企業理念・法令遵守、企業倫理に即した業務執行にあたり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行う。
- ・ 内部統制事務局は、各部門の業務監査・会計監査を実施し、不正の発見、防止及びその改善を図るとともに、監査結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社の連結子会社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告及び重要案件の事前協議を実施する等、損失の危険の監視を含め、適正な管理に努める。
- ・ 子会社は、当社と適切に連携し、効率的に業務を遂行するとともに、内部統制システムの整備を図る。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置く。
- ・ 上記使用人の異動、評価については、監査等委員会の同意を得ることとする。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を認識した場合には、直ちに監査等委員会に報告するものとする。また、監査等委員会の求めに応じて、業務執行状況を報告する。
- ・ 当社及び子会社は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いは行わないものとする。
- ・ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす事実を発見した場合は、速やかに監査等委員

会に報告する。

9. 監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 当社は、監査等委員がその職務の遂行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 代表取締役と監査等委員会及び監査法人は、適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識を深める。また、内部統制事務局と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、内部統制事務局に調査を求める。
- ・ 監査等委員会は、代表取締役及び取締役会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況・結果について適宜報告する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・ 当社は、市民社会の秩序を乱したり安全を脅かしたりする恐れのある反社会的勢力に対して毅然とした態度で接し、不当要求には一切応じない。
- ・ 反社会的勢力より不当要求がなされた場合は、拒絶の意思を明示するとともに速やかに所轄の警察署へ通報する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を年1回の内部監査でモニタリングし、改善を進めております。子会社に対しては「子会社管理規程」に基づく報告・承認体制の順守を励行しております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での研修及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

「リスク管理規程」に定めるリスクの種類について、各部門から報告されたリスクのレビューを事業所の管理職以上が出席する経営会議等で実施し、全社的な情報共有と当該リスクの管理体制の改善を図っております。

④ 内部監査

内部統制事務局が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を年1回実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、内部留保を勘案しつつ継続かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金は設備の合理化、省力化投資、研究開発活動の投資に活用し、事業の拡大に努めてまいります。

自己株式の取得につきましては、端株買取請求等の状況に応じて適宜決定をしてまいります。

この基本方針に基づき、株主の皆様のご支援にお応えし、当期におきましては経営成績を踏まえ1株当たり30円（うち中間配当10円実施済み）を実施いたしたいと存じます。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,451,628	流動負債	3,883,942
現金預金	4,470,490	支払手形	184,354
受取手形	1,270,574	買掛金	483,298
売掛金	2,391,722	電子記録債権	2,301,227
電子記録債権	442,400	未払金	301,086
有価証券	16,668	未払法人税等	275,450
商品	4,395	未払消費税等	91,890
製品	790,083	未払費用	75,945
原材料・貯蔵品	565,265	前受金	49,280
仕掛品	1,424,747	預り金	41,114
その他の流動資産	81,381	賞与引当金	41,700
貸倒引当金	△6,100	設備関係支払手形	7,172
固定資産	8,337,120	短期リース債務	31,423
有形固定資産	5,229,221	固定負債	1,615,500
建物	3,368,890	退職給付に係る負債	649,121
構築物	118,224	役員退職慰労引当金	140,225
機械及び装置	1,054,383	預り保証金	696,369
車両運搬具	6,334	リース債務	36,075
工具器具備品	57,774	繰延税金負債	93,709
土地	330,159	負債合計	5,499,443
リース資産	62,611	純資産の部	
建設仮勘定	230,841	株主資本	13,421,003
無形固定資産	12,742	資本金	395,307
電話加入権	2,412	資本剰余金	648,247
ソフトウェア	9,324	利益剰余金	13,100,135
リース資産	644	自己株式	△722,686
借地権	360	その他の包括利益累計額	868,301
投資その他の資産	3,095,157	その他有価証券評価差額金	854,091
投資有価証券	2,592,437	為替換算調整勘定	14,209
関係会社株式	7,050		
出資金	310		
長期前払費用	7,264		
保険積立金	388,461		
その他の投資	99,773		
貸倒引当金	△140		
資産合計	19,788,749	純資産合計	14,289,305
		負債・純資産合計	19,788,749

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売上高		
製品・商品売上高	10,618,336	
不動産賃貸収入	576,931	11,195,267
II. 売上原価		
製品・商品売上原価	8,759,236	
不動産賃貸原価	193,615	8,952,852
売上総利益		2,242,415
III. 販売費及び一般管理費		1,145,556
営業利益		1,096,858
IV. 営業外収益		
受取利息及び配当金	71,351	
為替差益	53,775	
その他	19,561	144,687
V. 営業外費用		
その他	54	54
経常利益		1,241,492
VI. 特別利益		
固定資産売却益	351	351
VII. 特別損失		
固定資産除却損	669	669
税金等調整前当期純利益		1,241,174
法人税、住民税及び事業税	302,994	
法人税等調整額	△11,046	291,947
当期純利益		949,226
親会社株主に帰属する当期純利益		949,226

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	395,307	648,247	12,317,719	△ 722,686	12,638,588
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 166,810		△ 166,810
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			949,226		949,226
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	782,415	-	782,415
当 期 末 残 高	395,307	648,247	13,100,135	△ 722,686	13,421,003

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,048,639	△ 7,192	1,041,446	13,680,035
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 166,810
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				949,226
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△ 194,547	21,402	△ 173,144	△ 173,144
当 期 変 動 額 合 計	△ 194,547	21,402	△ 173,144	609,270
当 期 末 残 高	854,091	14,209	868,301	14,289,305

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数 1社
主要な子会社の名称 株式会社ハマイコリア
- ② 非連結子会社
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社数
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社
持分法を適用しない非連結子会社
該当事項はありません。
持分法を適用しない関連会社
会社名 北陸ハマイ株式会社
四国ハマイ株式会社

非連結子会社及び関連会社について持分法を適用しない理由

持分法を適用しない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券 ……………市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料・仕掛品 …………… 総平均法
貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

③ 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産 …………… 当社は、定率法によっております。

（リース資産を除く）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、府中ショッピングセンター施設は、法人税法の規定に基づく旧定額法を採用しております。なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に定める定額法を採用しております。また、在外連結子会社は建物及び車両運搬具については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。

無形固定資産 …………… 定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用 …………… 均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

…………… 外貨建金銭債権債務は連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済制度による給付見込額を控除して退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑦ 収益及び費用の計上基準

(バルブ事業)

主に高圧ガス容器用弁の製品の製造・販売及び商品の販売をしております。国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出版売においては船積した時点で収益を認識しております。

(不動産賃貸事業)

営業用及び居住用建物を賃貸し、その対価として賃料を受領しております。本取引に対しては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当連結会計年度の損益に与える重要な影響はありません。また、利益剰余金の当

期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産95,623千円と繰延税金負債189,332千円を相殺した結果、繰延税金負債93,709千円を計上しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性を評価するに際し将来の課税所得を合理的に見積っております。しかし、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積額が減少した場合に繰延税金資産が減額され税金費用を計上する可能性があります。

退職給付引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る負債649,121千円を計上しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは退職給付債務について退職一時金制度に係る期末自己都合要支給額を基に簡便法により計算しております。また、退職給付に係る負債については、退職給付債務から中小企業退職金共済制度による給付見込額等を控除して算出しております。そのため、期中に想定外の退職者があった場合や、評価時点の景況によって重要な影響を受ける可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		11,572,045千円			
(2) 担保に供している資産					
土	地	22,055千円			
建	物	537,087千円			
構	築	物	3,345千円		
上記に対する債務					
預	り	保	証	金	484,500千円
(3) 決算期末日満期手形の会計処理は、当連結会計年度末日は金融機関の休日でしたが満期日に決済が行われたものとして処理しております。 当連結会計年度末日満期手形は次のとおりであります。					
受	取	手	形	172,662千円	
支	払	手	形	42,099千円	

6. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の総数	
普通株式	7,424,140株
(2) 当連結会計年度末日における自己株式の数	
普通株式	751,706株
(3) 剰余金の配当に関する事項	
① 配当金支払額等	
2022年3月30日開催の第90回定時株主総会決議による配当に関する事項	
・配当金の総額	100,086千円
・1株当たり配当金額	15円
・基準日	2021年12月31日
・効力発生日	2022年3月31日

2022年8月10日開催の取締役会の決議による中間配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 66,724千円
- ・ 1株当たり配当金額 10円
- ・ 基準日 2022年6月30日
- ・ 効力発生日 2022年9月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年3月28日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 133,448千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当金額 20円
- ・ 基準日 2022年12月31日
- ・ 効力発生日 2023年3月29日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備等投資計画に照らして、必要な資金を自己資金、及び必要に応じ長期借入により調達しております。一時的な余資は運転資金として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外に事業展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、保有目的の分類における「その他有価証券」に該当する債券及び株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、流動性リスクに晒されておりますが、ほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従い、営業債権について営業担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスク管理をしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(注2)をご参照ください。)また現金は注記を省略しており、預金及び受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形、買掛金、電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
有価証券及び投資有価証券	2,390,797	2,390,797	—
資産計	10,965,985	10,965,985	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	218,309

(注3) 満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(その他)	—	169,670	—	—
合計	—	169,670	—	—

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都府中市その他の地域において、賃貸用の建物（土地を含む）を所有しております。2022年12月期における当該賃貸等不動産に関する営業利益は383,315千円（賃貸収益は売上高・不動産賃貸収入に、賃貸費用は売上原価・不動産賃貸原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,082,036	△86,906	1,995,130	6,197,000

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、府中ショッピングセンターの設備更新に伴う固定資産増加額と減価償却による減少額との差額であります。
3. 当連結会計年度末の賃貸等不動産の時価につきましては、主として社外の不動産鑑定士の意見を参考に、「不動産鑑定評価基準」に準拠して) 自社で算定した金額であります。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの業種別の基礎情報は以下の通りとなります。

(バルブ事業)

主に高圧ガス容器用弁の製品の製造・販売及び商品の販売をしております。国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出販売においては船積した時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(不動産賃貸事業)

営業用及び居住用建物を賃貸し、その対価として賃料を受領しております。本取引に対しては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて収益を認識しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,141円54銭

1株当たり当期純利益

142円26銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売 上 高		
製 品 ・ 商 品 売 上 高	9,966,038	
不 動 産 賃 貸 収 入	576,931	10,542,970
II. 売 上 原 価		
製 品 ・ 商 品 売 上 原 価	8,484,584	
不 動 産 賃 貸 原 価	193,615	8,678,200
売 上 総 利 益		1,864,770
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,016,736
営 業 利 益		848,033
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	75,542	
そ の 他	32,042	107,585
V. 営 業 外 費 用		-
経 常 利 益		955,619
VI. 特 別 利 益		-
VII. 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	669	669
税 引 前 当 期 純 利 益		954,949
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	302,994	
法 人 税 等 調 整 額	△9,761	293,232
当 期 純 利 益		661,717

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	395,307	477,917	170,330	648,247
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
買換資産圧縮積立金の 変 動 額				
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	395,307	477,917	170,330	648,247

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
買 換 資 産 圧縮積立金		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	98,826	16,573	10,000,000	2,088,965	12,204,366
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△ 166,810	△ 166,810
買換資産圧縮積立金の 変 動 額		△ 977		977	-
当 期 純 利 益				661,717	661,717
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 977	-	495,884	494,906
当 期 末 残 高	98,826	15,596	10,000,000	2,584,850	12,699,273

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△ 722,686	12,525,235	1,048,639	13,573,874
当期変動額				
剰余金の配当		△ 166,810		△ 166,810
買換資産圧縮積立金の 変動額		-		-
当期純利益		661,717		661,717
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 194,547	△ 194,547
当期変動額合計	-	494,906	△ 194,547	300,359
当期末残高	△ 722,686	13,020,141	854,091	13,874,233

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連 …………… 移動平均法による原価法

会社株式

その他有価証券 …………… 市場価格のない株 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
式等以外のもの

市場価格のない株 移動平均法による原価法
式等

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料・仕掛品 …………… 総平均法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産 …………… 定率法によっております。

(リース資産を除く)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、府中ショッピングセンター施設は、法人税法の規定に基づく旧定額法を採用しております。なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に定める定額法を採用しております。

② 無形固定資産 …………… 定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 長期前払費用 …………… 均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

……………外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済制度による給付見込額を控除して退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

(バルブ事業)

主に高圧ガス容器用弁の製品の製造・販売及び商品の販売をしております。国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出販売においては船積した時点で収益を認識しております。

(不動産賃貸事業)

営業用及び居住用建物を賃貸し、その対価として賃料を受領しております。本取引に対しては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的

な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の損益に与える重要な影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産95,623千円と繰延税金負債193,291千円を相殺した結果、繰延税金負債97,668千円を計上しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

退職給付引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

退職給付引当金591,290千円を計上しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		11,184,827千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
短期金銭債権		376,016千円
長期金銭債権		630,000千円
(3) 担保に供している資産		
土地	地	22,055千円
建物	物	537,087千円
構築物	物	3,345千円
上記に対する債務		
預り保証金		484,500千円
(4) 決算期末日満期手形の会計処理は、当事業年度末日は金融機関の休日でしたが満期日に決済が行われたものとして処理しております。		
当事業年度末日満期手形は次のとおりであります。		
受取手形		172,662千円
支払手形		42,099千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
①売上高		828,229千円
②仕入高		6,857千円
③営業取引以外の取引高		14,791千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数
 普通株式 751,706株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	42,936千円
退職給付引当金	181,053千円
賞与引当金	12,768千円
未払事業税	15,291千円
投資有価証券評価損	22,606千円
その他	11,500千円
繰延税金資産小計	<u>286,157千円</u>

繰延税金負債

買換資産圧縮積立金	6,883千円
その他有価証券評価差額金	<u>376,942千円</u>
繰延税金負債合計	<u>383,825千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>97,668千円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)ハマイコリア	(所有) 直接 100	兼任 2名	当社製品の販売 材料の仕入 資金の貸付	各種バルブ販売 ロイヤリティ受取 仕入 利息の受取	425,692 8,131 6,857 6,659	売掛金 未収入金 買掛金 関係会社 長期貸付金	183,820 8,131 2,623 630,000
関連会社	北陸ハマイ(株)	(所有) 直接 30	兼任 1名	当社製品の販売	各種バルブの販売	212,545	売掛金 受取手形	40,809 47,685
関連会社	四国ハマイ(株)	(所有) 直接 40	兼任 1名	当社製品の販売	各種バルブの販売	189,991	売掛金 受取手形	54,178 41,389

取引条件及び取引条件決定方針等

価格その他取引条件は市場の実勢価格を考慮し毎期決定しております。

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

連結注記表「10. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,079円34銭
1株当たり当期純利益	99円17銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

株式会社 ハマイ
取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区
指定社員 公認会計士 赤坂 知紀
業務執行社員
指定社員 公認会計士 関根 一彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハマイの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハマイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

株式会社 ハマイ
取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区
指定社員 公認会計士 赤坂 知紀
業務執行社員
指定社員 公認会計士 関根 一彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハマイの2022年1月1日から2022年12月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月14日

株式会社ハマイ 監査等委員会

常勤監査等委員	岡田 信次郎	㊟
監査等委員	手塚 幸一	㊟
監査等委員	吉羽 真一郎	㊟

(注) 監査等委員手塚幸一及び吉羽真一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

株主の皆様への安定的な利益還元を基本に将来の事業展開に備えた内部留保の充実にも留意いたしまして、期末配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきますと存じます。この結果、中間配当金（1株につき10円）を含めました当期の年間配当金は、1株につき30円となります。

1. 配当財産の割当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき金20円	総額	133,448,680円
---------------	----	--------------

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者については、指名報酬委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。また、本議案について監査等委員会において各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
1 再任	か さい さとし 河 西 聡 (1958年5月21日生)	1981年4月 当社入社 2000年3月 当社大多喜工場長 2001年3月 当社取締役 2007年3月 当社常務取締役 2016年3月 当社代表取締役社長（現任） 2016年3月 北陸ハマイ(株)取締役（現任） 2019年3月 当社事業開発本部長（現任）	3,000株
候補者と した 理由	同氏は、当社で長年培ってきた豊富なビジネス経験・見識に加えて、業界における優れた知見と強いリーダーシップを有しており、2016年より代表取締役社長を務めております。当社の持続的企業価値向上実現のための経営者として相応しいと判断したためであります。		
2 再任	わた なべ ひろ ゆき 渡 辺 宏 幸 (1957年12月10日生)	1985年4月 当社入社 2007年3月 当社営業本部長（現任） 2007年3月 当社取締役 2014年3月 当社常務取締役（現任） 2016年11月 (株)ハマイコア理事 2023年3月 (株)ハマイコア代表理事（現任）	3,000株
候補者と した 理由	同氏は、当社の営業部門の責任者としての豊富な経験と実績を有し、パルプ業界における幅広い見識を活かして当社の経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したためであります。		
3 再任	かわ むら しん いち 河 村 慎 一 (1960年8月26日生)	1983年4月 当社入社 2006年3月 当社大多喜工場技術開発部長 2011年3月 当社大多喜工場長 2011年3月 当社取締役 2019年3月 当社品質保証本部長（現任） 2019年3月 当社生産本部長（現任） 2019年3月 当社常務取締役（現任）	1,000株
候補者と した 理由	同氏は、当社の製造部門の責任者としての豊富な経験と実績を有し、パルプ業界における幅広い見識を活かして当社の経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したためであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
4 再任	よし むら しん すけ 吉村真介 (1960年7月15日生)	2012年8月 ㈱みずほ銀行より当社へ出向 2014年3月 当社管理本部部長 2014年3月 当社取締役 2018年6月 ㈱ハマイコリア監査役(現任) 2018年7月 当社管理本部長(現任) 2019年3月 当社事業開発室長(現任) 2019年3月 当社常務取締役(現任) 2019年3月 四国ハマイ㈱監査役(現任)	1,000株
候補者とした理由	同氏は、当社の経理及び総務部門の責任者としての豊富な経験と実績を有しており、今後においても当社の経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したためであります。		
5 再任	まる おか のぶ ゆき 丸岡信行 (1963年3月27日生)	1985年4月 当社入社 2012年1月 当社府中工場生産技術マネージャー兼製造マネージャー 2018年4月 当社府中工場副工場長兼生産技術マネージャー 2019年3月 当社府中工場長(現任) 2019年3月 当社取締役(現任)	一株
候補者とした理由	同氏は、当社で培ってきた製造部門での豊富な経験及び幅広い見識を有しており、2019年より府中工場長を務めております。このような経験・実績は、引続き当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。		
6 再任	かわ うち しげる 河内茂 (1964年11月2日生)	2004年9月 当社入社 2010年4月 当社大多喜工場総務マネージャー 2014年4月 当社大多喜工場生産管理マネージャー 2018年4月 当社大多喜工場次長 2019年3月 当社大多喜工場長(現任) 2019年3月 当社取締役(現任)	300株
候補者とした理由	同氏は、当社で培ってきた製造部門・製造間接部門での豊富な経験及び幅広い見識を有しており、2019年より大多喜工場長を務めております。このような経験・実績は、引続き当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。		
7 再任	かわ むら のぶ ゆき 川村信之 (1962年12月9日生)	1987年4月 当社入社 2004年4月 当社府中工場技術開発マネージャー 2015年4月 当社事業開発室製品研究開発部長 2019年3月 当社事業開発本部製品研究開発室長(現任) 2019年3月 当社取締役(現任)	一株
候補者とした理由	同氏は、当社で培ってきた技術設計・開発部門での豊富な経験及び幅広い見識を有しており、2019年より製品研究開発室長を務めております。このような経験・実績は、引続き当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
8 新任	よこざわ なおと 横 澤 直 人 (1973年12月6日生)	2004年4月 当社入社 2014年4月 当社第2営業マネージャー 2021年4月 当社営業本部次長兼第2営業マネージャー(現任)	— 株
候補者と した 理由	同氏は、当社の営業部門の部門責任者としての豊富な経験と実績を有しており、バルブ業界における幅広い見識を活かし、今後においても当社の経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすことができる適切な人材と判断したためであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各候補者を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被る損害を当該保険契約により填補することとしており、本株主総会後も当該保険契約を更新する予定です。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
1 再任	おか だ しんじろう 岡 田 信次郎 (1947年8月22日生)	1971年4月 高千穂交易株式会社入社 2002年4月 同社経営戦略室長 2007年9月 同社顧問 2012年9月 当社顧問 2016年3月 当社常勤監査役 2021年3月 当社取締役（監査等委員）（現任）	500株
選任 理由	同氏は、当社及び他社での幅広く豊富なビジネス経験・見識を有しており、当社の経営の監督に活かしていただけると判断したため、監査等委員である取締役に選任するものであります。		
2 再任	て づか こう いち 手 塚 幸 一 (1948年9月5日生)	2008年7月 東京国税局退官 2008年8月 税理士登録 2008年8月 手塚幸一税理士事務所代表 (現任) 2009年1月 当社顧問税理士 2011年3月 当社社外監査役 2021年3月 当社社外取締役（監査等委員） (現任) (重要な兼職の状況) 手塚幸一税理士事務所代表	一 株
選任 理由	同氏は、税理士としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いしているものであります。同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の普通株式数
3 再任	よし ば しんいちろう 吉 羽 真一郎 (1973年11月4日生)	2000年10月 弁護士登録 2011年10月 株式会社enish社外監査役 2013年1月 潮見坂総合法律事務所パートナー (現任) 2015年11月 ウォンテッドリー株式会社社外取 締役(監査等委員)(現任) 2017年5月 株式会社スタジオアオ社外取締 役(監査等委員)(現任) 2018年6月 株式会社サイバー・バズ社外監査 役 2019年3月 当社社外監査役 2019年6月 フリュー株式会社社外監査役(現 任) 2021年3月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) 2022年12月 株式会社サイバー・バズ社外取締 役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 潮見坂総合法律事務所パートナー ウォンテッドリー株式会社社外取締役(監査等 委員) 株式会社スタジオアオ社外取締役(監査等委 員) 株式会社サイバー・バズ社外取締役(監査等委 員) フリュー株式会社社外監査役	— 株
選任 理由	同氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いしているものであります。同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 手塚幸一、吉羽真一郎の両氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、手塚幸一、吉羽真一郎の両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 手塚幸一氏は、税理士としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、社外監査役としての在任期間を含めると本総会の終結の時をもって12年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会の終結の時をもって2年であります。同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 吉羽真一郎氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、社外監査役としての在任期間を含めると本総会の終結の時をもって4年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会の終結の時をもって2年であります。同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 各選任者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、手塚幸一、吉羽真一郎の両氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約と同等の内容の契約を更新する予定であります。また、当社は岡田信次郎氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を更新する予定であります。
7. 当社は、各候補者を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被る損害を当該保険契約により補填することとしており、また、本株主総会後も当該保険契約を更新する予定です。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】 第2号議案及び第3号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合の取締役会及び監査等委員会の構成並びに各取締役の専門性は下記のとおりです。

なお、下記の一覧表は各取締役候補者の有する全ての知見・経験を表すものではなく、代表的と思われるスキル等に○印をつけております。

氏名	役位	経営経験 経営戦略	事業運営 事業戦略	同業界 の知見	人的資本 管理	製造	財務・ 会計・ M&A	営業・マ ーケティング	研究・ 開発	サステ ナビリ ティ SDGs	法務・ コンプ ライア ンス
河西 聡	代表取 締役社 長	○	○	○	○	○					
渡辺 宏幸	常務取 締役	○	○	○				○			
河村 慎一	常務取 締役				○	○	○		○	○	
吉村 真介	常務取 締役	○	○		○		○				○
丸岡 信行	取締役		○		○	○			○		
河内 茂	取締役		○		○	○				○	
川村 信之	取締役		○	○	○	○			○		
横澤直 人	取締役			○	○			○			
岡田信 次郎	取締役 常勤監 査等委 員	○	○				○	○	○		
手塚 幸一	取締役 監査等 委員						○				○
吉羽真 一郎	取締役 監査等 委員										○

第4号議案 役員報酬制度の改定に伴う、取締役に対する報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

1. 提案の理由

当社では、中長期的な企業価値向上を図るための報酬体系のあり方について、検討を重ねてまいりましたが、業績を達成することの責任を明確にするとともに、株主の皆様との一層の価値共通を通じて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした報酬制度を導入することといたしました。

報酬制度の改定は、指名報酬委員会よりの答申を受け、2023年2月14日開催の取締役会で決議しております。本議案は、取締役会で決議された上記の報酬制度の改定にあたって、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を現行の「年額15,500万円以内」から「年額22,000万円以内」に引き上げるとともに、当社の監査等委員である取締役の報酬額を現行の「年額2,500万円以内」から「年額3,000万円以内」に引き上げること、及び当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下、「対象取締役」といいます。）に対して、上記の報酬額とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬枠を設定すること（譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入）につき、株主の皆様にご承認をお願いするものです。

本議案をご承認いただいた場合には、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を変更する予定ですが、本議案における取締役の報酬額の改定、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与は、上記の目的、当社の業況、変更後の当社の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針、対象取締役の貢献度、その他諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、指名報酬委員会の審議・答申を経ており相当であると考えております。

なお、現在の取締役は10名（うち監査等委員である取締役は3名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合は、当社の取締役の員数は11名（うち監査等委員である取締役は3名）となります。

2. 議案の内容

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額の改定

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年3月29日開催の第89回定時株主総会において、年額15,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役に対して業績に対するより一層のインセンティブを与える制度とし、また、経済情勢及び経営環境の変化に伴う取締役の責務の増大等諸般の事情を考慮いたしまして、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を年額22,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。（注））と改定することにつき、本株主総会において株主の皆様にご承認をお願いいたしたいと存じます。

注：ただし、本株主総会終結の時をもって、当社の取締役は当社の使用人を兼務しないものとし、取締役に対しては、使用人分給与及び賞与の支給は廃止し、取締役としての報酬等のみを支払うこととしております。

(2) 監査等委員である取締役に対する報酬額の改定

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2021年3月29日開催の第89回定時株主総会において、年額2,500万円以内とご承認いただいております。

今般、役員報酬制度の見直しの一環として、監査等委員である取締役の責務の増大等諸般の事情を考慮いたしまして、当社の監査等委員である取締役に対する報酬額を年額3,000万円以内と改定することにつき、本株主総会において株主の皆様にご承認をお願いいたしたいと存じます。

(3) 譲渡制限付株式報酬制度の導入

①本制度の導入目的等

本制度は、対象取締役が、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るとともに、当社の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを付与することを目的とした制度です。

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために金銭債権を報酬として支給することとなるため、その導入は、本株主総会においてかかる支給をすることにつき株主の皆様のご承認を得られることが条件となります。

そこで、上記「(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額の改定」においてご承認をお願いしている改定後の取締役の報酬額とは別枠にて、新たに対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いいたしたいと存じます。

②本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額2,000万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年25,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分にかかる各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、当社の取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定いたします。

また本制度による当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること、及び当社との間において、以下の内容を含ん

だ譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結していることを条件といたします。なお、本割当株式は、下記の譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がS M B C日興証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

【本割当契約の内容の概要】

①譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社の取締役を退任した直後の時点までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。

②退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日まで（以下、「役務提供期間」といいます。）に、当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

③譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が役務提供期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、i) 当該対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合、又は、ii) 当該対象取締役が役務提供期間満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整します。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

④組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合において、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2023年2月14日開催の取締役会において、本総会第4号議案「役員報酬制度の改定に伴う、取締役に対する報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、任期中の取締役（監査等委員である取締役を除く。）である河西聡、渡辺宏幸、河村慎一、吉村真介、丸岡信行、河内茂、及び川村信之の7氏に対し、これまでの労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、支給の時期につきましては、各取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案は、本総会第4号議案「役員報酬制度の改定に伴う、取締役に対する報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力が生じるものとし、その場合の役員報酬制度を総合的に勘案し、打ち切り支給は相当であると判断しております。また監査等委員からも打ち切り支給は相当である旨の意見を得ております。役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
か さい さとし 河 西 聡	2001年3月 当社取締役 2007年3月 当社常務取締役 2016年3月 当社代表取締役社長（現任）
わた なべ ひろ ゆき 渡 辺 宏 幸	2007年3月 当社取締役 2014年3月 当社常務取締役（現任）
かわ むら しん いち 河 村 慎 一	2011年3月 当社取締役 2019年3月 当社常務取締役（現任）
よし むら しん すけ 吉 村 真 介	2014年3月 当社取締役 2019年3月 当社常務取締役（現任）
まる おか のぶ ゆき 丸 岡 信 行	2019年3月 当社取締役（現任）
かわ うち しげる 河 内 茂	2019年3月 当社取締役（現任）
かわ むら のぶ ゆき 川 村 信 之	2019年3月 当社取締役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区大崎 2-4-3
人事労務会館 3階 大会議室



[交通]

- ・JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、りんかい線「大崎駅」
南改札口・新西口、北改札口・西口より…徒歩3分

*会場が前回と異なっておりますのでお間違いのないようご注意ください。